

「新博物館のあり方部会」検討結果報告

## 新博物館のあり方について(素案)(案)





## これまでの経緯

三重県立博物館は、1953年(昭和28年)に、東海地方で初めての総合博物館(自然・歴史)として開館しました。戦後における博物館活動の規範となった1951年(昭和26年)の「博物館法」の制定から程なく、県立博物館としては全国的にも初期の建設事例であったため、先進的な取組として各界の注目を集めました。

その後の50年以上にわたる博物館活動によって、現在、約28万点の資料が収集収蔵されています。一方で、建物の老朽化が進み、博物館活動のためのスペース不足が課題となり、昭和60年代頃から博物館の整備が検討されてきました。

その結果、1993年(平成5年)に「センター博物館」の基本構想がまとめられ、建設の準備が進められましたが、1998年(平成10年)3月に八コモノ整備凍結の方針が決定され、計画は白紙になりました。以降、2回にわたり博物館整備の検討が行われたものの、いずれも財政的な事情等により実現を見ずに今日にいたっています。

そして、2005年(平成17年)3月になって、建物建設の当面の見送りと暫定整備(現博物館の改修と移動展示の先行実施)の方針が決定されました。しかしその後、耐震補強を含む改修に多額の経費が必要となることが判明し、整備内容の再検討が行われていたところ、先の知事選において、野呂知事が新博物館構想の検討を選挙公約に掲げ再選されました。

これを受けて、2007年(平成19年)7月、三重県文化審議会に、新博物館のあり方を含めた「三重の文化振興方針」の策定のための諮問がなされ、文化芸術や歴史的資産などの従来の文化振興分野に、生涯学習分野などの近接領域を加えた、総合的な文化振興策を審議することとなりました。その中で、これまで主に生涯学習分野の拠点として捉えられてきた、博物館・美術館・図書館・公民館などの施設について、より幅広く、「文化と知的探究の拠点」となる文化振興の拠点としての観点から検討を行ってきました。

この間、10月10日に、来館者の安全を確保するため、県立博物館の展示室が閉鎖となり、県立博物館の機能整備について、早急な対応が必要な状況となっています。

本審議会では、10月に提示した中間とりまとめ「博物館のあり方に関する基本的な考え方」において、新たな場所で新博物館を整備する必要があることについて明示したところですが、今回、さらに検討を深めた結果を、「新博物館のあり方について」(素案)として、提示するものです。

# 1 新博物館整備の意義

## 《みえを知り、みえを学び、みえを伝える》

三重県の特性は、自然と歴史・文化に恵まれた多様な地域性にあります。その一方で、各地域は、それぞれが密接な関係を持ちながら、歴史や文化を発展させてきました。そして、それらが基盤となって、明治時代に入り、現在の三重県が誕生し、三重県としての文化や地域性を育んできました。

一方、過疎化や少子高齢化、社会・経済・文化にわたる地球規模化（グローバル化）の進展、情報通信技術の発展・普及などに伴い、地域を誇りに思う気持ちや地域の活力を弱めるなど、これまで培われてきた地域の個性や独自性を希薄なものにしつつあります。

このような状況を解決するためには、県民一人ひとりが、主体的な学びをとおして、三重県の魅力を再発見し、三重県への愛着と誇りを育み、その魅力を内外に発信することにより、県外からも三重県の魅力が評価してもらえるような、三重県のアイデンティティ(独自性・個性)の明確化が必要です。

県立博物館は、全県的・総合的な視野から三重県の過去・現在・未来を見据え、三重県の自然と歴史・文化の資産を保存・活用し、次代に継承する役割を担った施設であり、県民一人ひとりの学びと活動の場として、三重県のアイデンティティを明確にするための中核機関とならなければなりません。

これまでの県立博物館は、施設や人員等の制約から、必ずしもこのような役割を十分に果たすことができませんでした。新博物館においては、来館者を主対象にした従来型の博物館活動の発想を乗り越えて、三重県のアイデンティティを発見し、育み、発信する、役割を積極的に果たしていく必要があります。

これによって、地域文化の継承と発展や地域環境の保全、さらには地域経済への貢献など、地域の抱える課題の解決や地域づくりに対して、幅広く役立つ施設となることができます。

## 《県民とともにみえの文化力を高める》

県立博物館には、三重県の自然と歴史・文化に関する資料や情報などの資産を蓄積する、「文化と知的探求の拠点」として、それらに興味や関心をもつ県民が、博物館活動に主体的に参画し、交流することにより、みえけん愛

を育む、人づくりの中核機関としての役割を果たすことが期待されます。

このためには、新県立博物館は、あらゆる博物館活動に対して、県民参画の視点を強くもち、県民とともに、博物館活動を展開し、県民とともに育つ博物館をめざす必要があります。

従来ともすると、一部の利用者や研究者だけに利用される限定的施設と見なされがちであった博物館としてではなく、県民参画型の博物館活動を通して、みえの文化力を高め、未来を創造するための人材を育成するための場として、さまざまな価値観やニーズをもった県民から幅広く親しまれ、活用され、役立つ拠点とならなければなりません。

さらに、三重県の未来を担う子どもたちが、世代を超えた交流を通して、三重県への理解を深め、将来への夢や希望を持ち、未来を切り開ける環境づくりの場としても、大きな役割を担う必要があります。

## 《三重県の豊かな自然および歴史・文化資産を守る》

三重県には、多様で豊富な自然と歴史・文化の資産がありますが、社会情勢の変化に伴って、近年それらの多くが危機に瀕しており、その保全と継承が県域全体の課題となっています。自然環境の破壊や絶滅危惧種に代表される生物の危機、地域や寺社、個人などに伝えられてきた文化財の散逸・滅失や県外流出、市町村合併などに伴う歴史的価値のある公文書類の散逸、まつりや伝統的行事などの地域文化の衰退など、過去から現在へと受け継がれてきたものが急速に失われつつあります。

これら三重県の過去・現在・未来をつなぐ資産は、ひとたび失われれば取り戻すことはできません。それらを保護・保存・継承し、100年、200年先に引き継いでいくことは、三重県に生きるわれわれの未来に対する責務です。

そのためには、県内のさまざまな資産の保護・保存・継承のための中核的な拠点として、県立博物館が役割を發揮する必要があります。

## 2 博物館の理念と目的

### 《県民の活動の場となる新たな文化振興の拠点へ》

博物館法の定義によると、博物館とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第34条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもの」で、都道府県の教育委員会による登録を受けたものとされ、社会教育法により、「社会教育のための機関」と位置付けられています。

三重県立博物館も、博物館法に基づく社会教育施設として、教育委員会の所管により運営され、これまでの整備計画においては、学校教育を含めた生涯学習の観点を重視した検討がなされてきました。

一方、今回の博物館のあり方の検討にあたっては、生涯学習の観点を引き続き重視するとともに、図書館や生涯学習センター、文化会館などの他の文化振興拠点との連携を強化し、幅広く地域の文化振興を支える拠点として、また、個性ある地域振興の拠点として、新県立博物館を位置付け、県民の活動の場となる新たな県立博物館のあり方を検討しました。

### (1) 人間力の視点から

県立博物館は、県民一人ひとりの自主的な学びと自己実現のための多様な支援を行う生涯学習拠点として、みえけん愛や地域愛を育む場とならなければなりません。また、学校教育との連携を含めて、次代を担う子どもたちに、博物館のモノ資料やさまざまな活動を通して三重の自然や歴史・文化に興味・関心をもつきっかけを提供し、子どもの育成にも役立つべきです。

さらに、文化振興拠点としての観点から、県民の博物館活動への主体的参画を通して、文化振興に携わる人材を育成するための中核施設的な役割を果たす必要があります。

## ( 2 ) 地域力の視点から

博物館と他の文化振興拠点との違いは、地域との関わりが強いことにあります。県立博物館は、三重県という地域の特性(特徴)を明らかにし、次の世代に継承するための拠点としての役割を担わなければなりません。

三重県の履歴を記憶する装置として、総合的な観点から、県内各地域の自然と歴史・文化に関するモノ資料を、調査・研究し、保存・継承するとともに、幅広く活用することで、過去、現在の自然、暮らしや文化を知り、自分や地域の今を振り返り、未来に向けて考察する拠点とならなければなりません。

また、地域づくりや地域課題の解決、地域文化の創造などを促し、地域の経済や観光の活性化などの地域振興にも幅広く貢献する必要があります。

このように、県立博物館が、県の文化振興拠点としての機能を果たすことにより、三重県全体および県内各地域のアイデンティティが明確になり、一人ひとりのもつ力が地域に還元され、地域の潜在的な力(ポテンシャル、可能性)や魅力を高め、県内外に発信することができます。

## ( 3 ) 市町や民間の博物館とともに高める創造力の視点から

県内には、地域の多様性を背景にしたさまざまな性格をもった博物館施設があります。県立博物館は、それらの施設を有機的に結びつけるネットワークの中核的施設として、それぞれの博物館が独自性と魅力を発揮できるよう活動を支援する必要があります。また、県内の博物館施設の集合体である「みえの博物館」が、三重県全体の創造力を高める先導的な役割を担うべきです。

そのためには、県立博物館でなければできないことを明確化し、三重の文化振興をともに担うパートナーとして、市町や民間の博物館施設などとの有機的な役割分担を行う必要があります。

### 3 博物館の基本的な性格

#### (1) 三重県の自然と歴史・文化を総合的に捉える「総合博物館」

開館以来、蓄積されてきた自然分野と歴史・文化分野の収蔵資料を継承して、展示だけでなく博物館活動全体において、三重県の自然と歴史・文化を総合的に捉え、明確なテーマを設定し、計画的な活動を展開する「総合博物館」を目指す必要があります。

#### (2) 「みえの博物館」ネットワークの中核としての博物館

収集・収蔵から調査・研究、展示・公開などにわたるすべての点で連携するための人材と技術・設備をもち、県内の博物館とのパートナーシップに基づく役割分担をするとともに、人材育成や技術支援の機能など、県立博物館でしかできない役割を発揮し、「みえの博物館」ネットワークの中で中核的な役割を果たす必要があります。

#### (3) 各機能が有機的に連動した博物館

収集・収蔵、調査・研究、展示・公開などの基本的な博物館機能と、学習支援、県民参画、地域交流などの地域・人との交流機能のそれぞれを、別々ではなく、相互に連動して機能させることにより、相乗的な効果を発揮させ、博物館活動の質と量の向上をはかる必要があります。

#### (4) 博物館資料を幅広く活用する博物館

博物館を性格づける「モノ資料」を、県民の資産としてより幅広く活用できるようにするために、従来型の展示活動のみでなく、公文書館機能を一体化させることにより、資料の閲覧・レファレンス機能を大幅に拡充し、「文化と知的探究の拠点」に相応しい新たな施設を目指す必要があります。

#### (5) 誰もが自由に利用・参画し、楽しみながら学べる博物館

子どもから高齢者まで、世代を超えて楽しみながら学べる博物館にするとともに、身近でいつでも利用できる県民参画型の施設として、何度でも

訪れたいくなるような、リピーターを絶えず生み出す博物館活動を目指す必要があります。また、障がい者や外国人などの利用にも配慮した博物館活動の観点も大切にする必要があります。

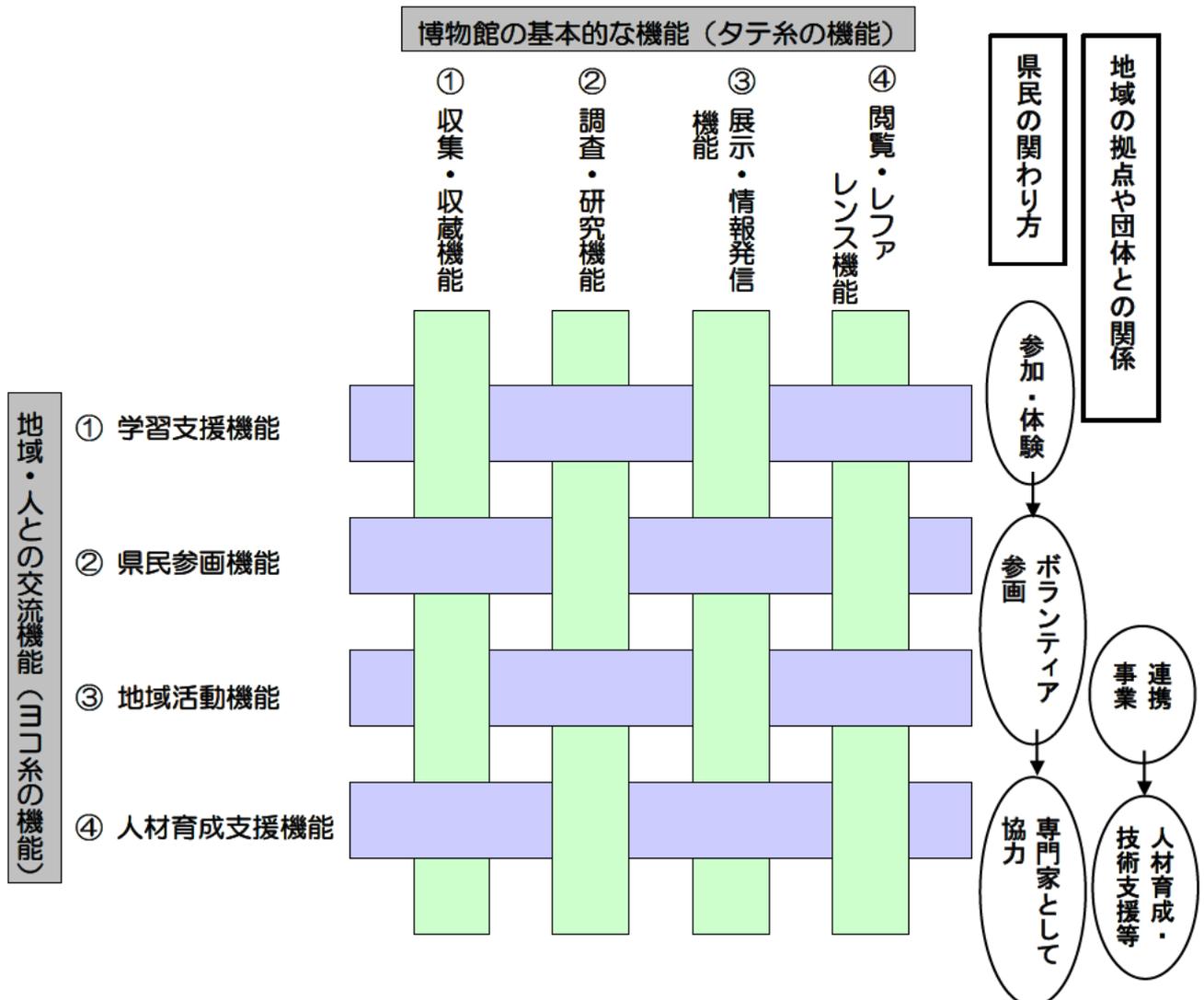
## 4 博物館の機能

### 《タテ系とヨコ系により有機的に連動させた博物館機能》

博物館の機能を、「基本的な機能（タテ系）」と「地域・人との交流機能（ヨコ系）」に分けて、それらをタテ・ヨコに交差させ、相互の博物館機能を有機的に連動させることにより、博物館機能の効果的な機能・運営をはかる必要があります。

（各機能に対応する具体的な活動内容の想定例については、別添表を参照）

博物館機能のタテ系とヨコ系の概念模式図



## ( 1 ) 博物館の基本的な機能 ( タテ系の機能 )

### 収集・収蔵機能

現在の収蔵環境では、資料劣化の危険性が高いため、館蔵資料を安全かつ効率的に保存できる堅固な収蔵環境を確保しなければなりません。また、全県的な視野から、県立博物館としての資料の収集・収蔵の方針を定めて、地元保存主義を原則とした県内の博物館施設等とのネットワークに基づく役割分担の体制を構築し、散逸や消失の危機にある県内の自然、歴史・文化資産の収集・収蔵活動を行う必要があります。

#### 《具体的な取組の方向》

県内の博物館施設等の内容や所蔵資料をデータベース化し、県内の資料収蔵ネットワーク体制の整備を進めることにより、資料の保全と、県民や関係機関が円滑に活用できる体制をつくる必要があります。また、災害や県内博物館施設等の閉館時など、資料に危機が生じた際の保全および退避的な収蔵活動や、市町の博物館施設では対応が難しい設備整備の検討なども必要です。将来的な収蔵庫の増設計画についても、計画段階から盛り込む必要があります。

### 調査・研究機能

三重のアイデンティティを明確にするためには、自然と歴史・文化資産の調査や保全対策など、三重の自然と歴史・文化についての幅広い調査研究が必要です。そのためには、他機関（博物館・大学等）との共同研究や、県の関係機関と連携した調査・研究活動を活発化し、地域課題の解決や地域振興施策に役立つシンクタンク機能を果たす必要があります。

#### 《具体的な取組の方向》

調査・研究機能を十分に保持・向上させるためには、その根幹的な役割を担うために、専門的な能力と学芸員としての資質が高く、人材の育成や支援ができる能力を備えた学芸員の確保が重要です。あわせて、県内外の博物館・大学等や県の関係機関などの研究者が、客員研究員・協力研究員などとしての協力や、広く県民による調査・研究活用への参画が得られる取組が求められます。

## 展示・情報発信機能

大規模で固定的な常設展示エリアと展覧会等を開催する企画展示エリアからなる従来型の博物館展示のあり方を見直し、固定的な展示にこだわらない、展示替えが容易にできるしくみとするなどの工夫が必要です。

また県内の博物館施設等と連携して館外展示などを行うとともに、館蔵資料をはじめ、三重県の博物館がもつさまざまな情報を、県内はもとより広く全国に公開することで、「三重県」を内外に発信していく必要があります。

### 《具体的な取組の方向》

県民や子どもたちが三重県の特徴や素晴らしさを概観できる機能を確保するとともに、三重県のさまざまな側面をフレキシブルに紹介できる生きた展示活動が必要です。資料を五感で体感できる手法や、敷地周辺のフィールドの恒常的な活用などを検討する必要があります。また、県内の博物館施設等との情報ネットワーク化を推進する必要があります。

## 閲覧・レファレンス機能

これまでの博物館では、展示機能が博物館資料の活用の中核でしたが、公文書館の中心的な機能である資料の閲覧やレファレンス機能（三重の自然と歴史・文化についての総合案内、質問・相談への対応）を取り入れ、展示機能と並ぶ重要な機能として位置付ける必要があります。これにより、県民が博物館資料を活用し、三重の自然と歴史・文化を知り、学べる機会の幅を広げるべきです。

### 《具体的な取組の方向》

三重の自然と歴史・文化に関心のある県民の誰もが、博物館のもつ実物の「モノ資料」について、見るだけでなく、手にとって調べ、学ぶことができる機能を強化する必要があります。また、これに関わるレファレンス機能を充実するためには、それぞれの資料の背景となる情報を把握する必要があり、県内の博物館施設等とのネットワーク機能を強化する必要があります。

## (2) 地域・人との交流機能（ヨコ系の機能）

### 学習支援機能

誰もが気軽に立ち寄り、交流する中で、楽しく学ぶことができる博物館となり、県民の自己実現を支援する生涯学習の拠点の一つとして、多様な学習機会を提供する必要があります。

また、学校教育との連携を密にし、遠足・社会見学、出前授業などの学校教育活動に対して、学校の学習課程に十分に対応した支援活動を行い、三重の将来を担う子どもたちの育成に役立つ必要があります。

#### 《具体的な取組の方向》

県民参画型の博物館を実現するためには、まず博物館活動への県民の参加・体験を得る必要があります。そのためには、さまざまな県民ニーズに対応した多様で幅広い学習支援メニューを用意しなければなりません。その際、従来の展示や教育普及事業だけでなく、収蔵庫の見学や調査・研究の機能を併せもたせた参加型博物館行事など、4つのタテ系の機能それぞれに対応した学習支援機能の展開が必要です。

### 県民参画機能

県民に広く開かれた博物館として、収集・収蔵、調査・研究、展示などの博物館活動に対して、県民の参画を得ながら、県民とともに作る博物館を実現する必要があります。

また、県民にも、博物館の運営方針の決定や活動の評価への参画をしてもらい、県民とともに成長する博物館を目指す必要があります。

#### 《具体的な取組の方向》

県民参画型の博物館を実現するためには、特にこの機能を、ほかの諸機能と有機的に連動させる必要があります。学習支援機能を通して、サポートスタッフ活動などへの参画をうながし、県民一人ひとりの興味や関心に応じて、博物館資料の整理作業や、調査・研究活動、展示活動への参画など、博物館活動のさまざまな場面において、県民参画が得られるようにしなければなりません。

## 地域活動機能

県内各地の活性化や文化振興に結びつけるために、博物館内だけに博物館活動を限定させずに、県内全域をフィールドとして、活動を点から面へと広げる必要があります。そのためには、県内各地の博物館等の文化振興拠点施設や地域の諸団体・県民などとの協働による活動を展開していかねばなりません。

### 《具体的な取組の方向》

県内の博物館や文化振興拠点施設との連携による地域資料の収集、調査活動や館外展示・体験型行事などの活動のほかに、県民参画型の資料収集・保全活動や地域共同研究など、県民とともに行う博物館活動を展開していく必要があります。

## 人材育成支援機能

県民参画型の博物館活動を通して、県民が、三重の自然と歴史・文化の保全や活用の担い手として活躍できるよう支援するとともに、県内各地域の博物館施設などの文化振興拠点施設を担う人材の育成や技術支援を行う必要があります。

### 《具体的な取組の方向》

三重県の自然と歴史・文化の保全に対して、主体的な活動を行おうとする意欲のある県民や、将来、学芸員などを目指す学生などの研究・学習への支援を積極的に行い、「県民学芸員」の育成をはかるなどの取り組みを行うべきです。また、県内各地域の博物館施設を対象として恒常的な各種研修や技術支援を行うとともに、人材交流や運営基盤が弱い小規模施設への、県の博物館でしかできない支援の実施を検討する必要があります。

## 5 博物館施設の整備の考え方

### (1) 立地環境

誰もが気軽に何度でも利用できる県民参画型の博物館で、県内の学校教育にも活用される博物館であるためには、公共交通機関や幹線道路を使って県内各地からアクセスしやすい必要があります。

また、県立の総合博物館として、県内の博物館ネットワーク「みえの博物館」の中核施設としての機能を果たすとともに、県の中核的な文化振興拠点として、他機関との連携を推進するためには、大学等の研究機関やさまざまな文化振興拠点と協働しやすいことも求められます。

このような観点から、平成 16 年度に行われた立地環境検討の結果および、その後の社会的な変化を踏まえて、県内の各地域の立地条件を検討した結果、県央部が最も適切な立地条件を備えているとの結論に至りました。

なお、博物館の立地場所が県内のどの地域であるにしても、移動展示をはじめ、県内各地域での博物館活動を積極的に推進し、博物館活動を、点から面へと広げることにより、幅広く県民に利用され親しまれる博物館を目指す必要があります。

### (2) 施設構成

施設構成を考えるにあたっては、県民参画型の博物館であることを基本に据えて、博物館機能(公文書館機能を含む)に必要な基本的施設を十分に検討し、利用者の視点から活用しやすい施設計画を行わなければなりません。

とりわけ、堅固で十分な広さの収蔵施設、固定的でない魅力あふれる展示空間、利用しやすい閲覧・レファレンスエリア、県民参画が活発に行われる親しみのある交流スペースの実現に、十分な力を注ぐ必要があります。

特に、収蔵施設については、将来的な増設や学校の空き教室の利用など、収蔵スペースの確保に務める必要があります。

また、ゆったりと過ごすことができる快適な空間となるよう、休憩エリアの広さやイス、床材の質などにも配慮すべきです。

### ( 3 ) 施設の敷地・規模

敷地や規模については、県立の総合博物館の目的や機能が十分に発揮できる規模を確保する必要があります。その際、機能的な側面だけでなく、利用者が快適に利用でき、くつろぐことができるスペースの確保も見込んだ施設規模となるよう努めなければなりません。

このため、先行する他の博物館の状況を踏まえ、専門的な検討を十分に行ったうえで、適切な規模が設定されることを望みます。

## 6 博物館の管理運営の考え方

### ( 1 ) 組織

県立の総合博物館の役割を発揮するためには、博物館活動を総合的にマネジメントできる体制が必要です。そのためには、リーダシップのある館長を採用するとともに、館内職員だけでなく、行政担当者・専門研究者・県民などが加わった運営協議会を設置し、総合的な観点から博物館活動をチェックできる組織とするべきです。

また、学芸部門と事務部門を有機的に機能させるためには、両者の業務内容を把握し、コントロールできる人材や体制を整備することも重要です。

そして、何よりも重要な要件として、専門的な能力だけでなく、県民参画型の博物館を運営し、市町や民間の博物館施設や他の文化振興拠点施設の人材育成・技術支援ができる能力、また連携のために必要なコーディネート能力も併せもった学芸員を計画的に確保することが必要です。

そのうえで、県民の参画、学校との人事交流、県内外の研究者との共同研究、民間の人材の参入など、さまざまな人々が、博物館活動に携わる組織とすることにより、活動の質と量を上げていくことが必要です。

## ( 2 ) 運営形態

運営形態については、県立の中核的な文化振興拠点との観点から、適切な運営形態のあり方を慎重に検討する必要があります。

なお、PFI や指定管理者制度などの導入の可否については、県の中核的な文化振興拠点としての県立博物館の役割を確実に果たすことができる条件の確保を前提として、部分的な導入も含めて、その可能性について、専門家を交えた慎重かつ多角的な検討が行われなければなりません。

また、自己評価システムと外部評価システムを導入して、適切な館運営を行うことができるようにする必要もあります。

## 新博物館の実現に向けて

- ・ この報告は、新博物館整備の意義や理念・目的、性格、機能などについて、基本的な考え方や方向性を示したものです。今後、各方面の研究者や学識経験者による専門的な検討を重ね、博物館機能や施設の内容、運営形態などについての具体的な計画をまとめる必要があります。
- ・ 県内の博物館施設をはじめとしたネットワークの構築については、各博物館や三重県博物館協会などの関係者との協議のもと、具体的な検討を重ね、実効性のある取組を実現していく必要があります。
- ・ 新博物館の整備計画と並行して、館長をはじめ、博物館のスタッフの確保を計画的に進めていく必要があります。
- ・ 新博物館の整備に先駆けて、現在進めているサポートスタッフ活動をはじめ、県民参画型の取組を進めていく必要があります。
- ・ 博物館の整備および運営に必要な財源については、民間活力等の活用も含めて、効率的・効果的な手法等により確保していくとともに、県民への十分な説明をおこなっていく必要があります。
- ・ 自己評価システムと外部評価システムの導入について、その具体的な手法を検討する必要があります。

## 第4回新博物館のあり方部会（11/6）の主な意見

### （1）立地環境について

- ・気軽に行くことができること、子どもや学生などが利用しやすいところと考えると、中勢地域の総合文化センター近辺がよいのではないか。
- ・日常的な利用を考えると、路線バスで行くことができるところがよい。観光利用を考えても、バスなどの交通機関との連携ができる場所に設置すべき。
- ・拠点部会の結果を踏まえると、他の拠点機関が集まっていて、連携しやすい中勢地域の総合文化センター近辺が、利用者にとって、また運営・経営面でもよいと思う。
- ・県内のどこにつくっても、他の地域の人々にとっては不便。県のネットワークを構築するのであれば、県庁やその他の中核施設と離れていることは、県民にとってかえってデメリットになる。県の施設を各地に分散させるよりも、集めてうまく連携させる方がよい。離れた地域に対しては、移動展示や、学校に利用してもらえるしくみをつくるなどのフォローを考えたいうえで、中勢地域につくるのがよいと思う。
- ・センター的な機能を果たして、各地域の博物館と連携するのであれば、中勢地域の津でよい。
- ・観光の観点でも、従来型の物見遊山的な観光ではなく、新しい形の博物館観光をつくる発想で、伊勢などの観光地でない中勢地域で新しい動きを起こしていくことは有意義だと思う。
- ・現在の県立博物館の立地は駅にも近くてよいが、そこでは無理となると、総合文化センター近辺が一番よいと思う。先行取得地があることも利点なる。
- ・総合文化センターができた時に、その周辺は県の大きな文化芸術の拠点エリアとされた。そこに博物館を整備し、さらに用途指定などを見直して、商業施設などができるようになれば、三重県が全国に誇れる文化芸術複合施設になり、利用者にも便利なものとなるのではないか。

### （2）施設構成について

- ・博物館に欠かせない冷凍庫などの施設を、博物館の基本的なエリアとして、きちんと盛り込んでほしい。

- ・共用エリアについて、エントランス、ロビーを含めて、施設の質のレベルにも触れておく必要がある。休憩施設ならばゆっくり休めるよう、イスや床材を含めて、快適な空間の確保に務めてほしい。
- ・全体の展示面積、歩いて疲れない距離、総延長にも配慮が必要。
- ・誰のための博物館なのか、来館者のためにどんなサービスを提供できるのかの視点が必要。
- ・新しい利用の仕方や見方ができる展示が必要。
- ・日本の博物館の展示動線は一筆書きなどといわれるが、ホワイエ空間や動線計画が必要。
- ・動線計画が大事。展示の動線だけでなく、有料ゾーンと無料ゾーン（レストラン・ミュージアムショップ）の関係など、さまざまな利用形態に対応させた動線の流れを工夫する必要がある。
- ・ゆったりできるイスがほしい。ゆっくりできる文化に浸れる博物館であってほしい。
- ・質的な問題だけでなく量的な問題も大事。収蔵庫に現在の28万点の資料を入れるとどのくらいスペースとなるのか。県内の余った教室をサテライト収蔵庫として活用することも検討してほしい。

### （３）施設の敷地・規模について

- ・総合博物館としての機能を考えると、展示室は2,000㎡（展示ゾーンとしては3,000㎡）、収蔵庫も公文書館機能を含めると3,000～4,000㎡は必要だろう。他の交流空間の機能を合わせると、延べ床面積は13,000～15,000㎡程度は欲しい。
- ・まだ議論が必要であり、今の段階では数字は出さない方がよいのではないか。
- ・全体の規模をある程度想定しないと、具体的なイメージを考えることもできないのではないか。

### （４）組織について

- ・どのような運営手法でやるにしても、館長は設置者である県が選ぶ必要がある。また協議会には知事（または副知事）が入った方がよい。
- ・学芸員には多様な役割を果たすことができる力が必要。
- ・県民に参画してもらうためには、それをコーディネートできる学芸員が必要。

研究だけではダメである。

- ・学芸員には県民サービスの精神が必要、そのうえで専門的な力もいる。
- ・学芸員の仕事とはどのようなものか具体的に位置付ける必要がある。県民に対してどうするのか、企画をする、学校との連携もする、研究者との間をつなぐ、観光にも対応するなど、を列挙しないとそのような人が確保できない。
- ・学芸系と事務系の間をうまく機能させるためには、両者の業務内容が分かっ  
ていて、それをとりもちコントロールできる人材や体制が必要。
- ・新博物館の個性を出すためには、これまでにない新しいカテゴリーの学芸員  
を考えてもよい。
- ・学芸員の採用は、年齢が偏らないよう計画的に進めていくべき。
- ・組織間の連携も大事。所管が教委から生活部へ移るだけに学校とのつながり  
が大切。
- ・学校との連携を大事にしてほしい。子どもは本来博物館が大好き。子どもが  
行きづらい博物館にならないように。
- ・子どものことは大変重要。教委から学校へというタテ型が良くない。  
子ども局との連携も含めて、県庁の中のシステムを変えることにより、  
子どもたちが未来に自信がもてる博物館にしてほしい。

## (5) 運営形態について

- ・直営か、PFIか、指定管理者制度かといった運営の問題は、別途議論をする場  
をもつ必要があるのではないか。
- ・今の時代に PFI 手法を考えるのは理にかなっている。そのためにはまず職員  
の発想の転換が必要。博物館を担う人の身内意識からの脱却、利用者の視点、  
税金に頼らない運営、などができないと県民の期待に応えられない。来館者  
サービスと地域貢献の両立が重要である。
- ・PFIを導入すれば、事業コストの大幅な削減ができる、直営部門と民間担当部  
門の仕分けは柔軟にできる、民間ノウハウによりサービスが向上できる、リ  
スク分担により県のリスクを軽減できる、などの効果が期待できる。
- ・上記の効果が PFI でしかできないかどうかは別問題だと思う。さらなる議論  
が必要であろう。
- ・博物館単体としてではなく、「県の文化振興の大拠点」ということがある。県  
内の博物館の連絡機能やコーディネート機能だけでなく、もっと深く、県全  
体の知の拠点としての役割を期待している。このような機能を考えた場合、  
民間がやるとなると信頼度の面で心配がある。

- PFI や指定管理者制度導入の前に、どんな博物館にするかという議論が必要である。
- エネルギープラントを民間に任せるという考え方もあり得るのではないか。人材育成までは民間に任せることはできないだろう。
- 内部評価と外部評価を工夫する必要がある。